

令和3年度

監査結果に基づく措置状況集録

瀬戸市監査委員

令和3年度 監査結果に基づく措置状況一覧

実施年月	対象課名	改善、検討事項	措置結果公表日 (公告日)	備考	頁
R3 9	税 務 課	—	—		—
	社 会 福 祉 課	1 改善事項(1)ア、(2)ア	R04.3.2		1
	建 設 課	—	—		—
10	保 育 課	1 改善事項(1)ア、(2)ア	R04.5.9		3
	水 道 課 浄水管理事務所	—	—		—
	財 政 援 助 団 体 大学コンソーシアムせと	—	—	所管課:まち づくり協働課	—
11	小 中 学 校 等 6 校	—	—	所管課: 学校教育課、 学校政策課	—
	人 事 課	—	—		—
	工 事 監 査	—	—		—
12	ス ポ ー ツ 課	1 改善事項(1)、(2)ア、(3)ア、 2 検討事項(1)ア	R04.3.31		5
	高 齢 者 福 祉 課	1 改善事項(1)アイ	R04.2.2		8
	下 水 道 課 浄化センター管理事務所	—	—		—
R4 1	ま ち づ くり 協 働 課	—	—		—
	産 業 政 策 課	1 改善事項(1)ア、(2)ア	R04.3.31		9
	保 育 園 (合 計 4 園)	1 改善事項(1)ア	R04.5.9	所管課: 保育課	11
2	財 政 課	—	—		—
	国 保 年 金 課	—	—		—
	財 政 援 助 団 体 一般財団法人瀬戸市開発公 社	—	—	所管課:産業 政策課	—
3	ク リ ー ン セ ン タ ー	—	—		—
	健 康 課	1 改善事項(1)アイ	R04.5.9		13
	都 市 計 画 課	—	—		—

- * 工事監査 幡山中学校大規模改修(建築)工事(所管課:財政課)
- * 小学校(幡山東、幡山西、原山、にじの丘小学校)
- * 中学校(光陵、にじの丘中学校)
- * 保育園(西、南、水北、品野西保育園)

改善事項の措置通知（健康福祉部：社会福祉課）

監査期間 令和3年8月2日から
令和3年9月28日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 現金出納事務</p> <p>ア 多額の現金を取り扱う上で、次のとおり不適切な事項が見受けられたが、出納を明確にして現金を管理するように改善されたい。</p> <p>(ア) 携帯金庫内に保管の扶助費等の現金について出入金の記録がない。</p> <p>(イ) 令和2年度に支出した会議出席者用駐車券購入用の現金について、不用になった分が課の携帯金庫に保管されたままで返納されていない。</p> <p>(2) 契約事務</p> <p>前回、改善事項としてあげられていたものが今だ改善されておらず、次のとおり不適切な事項が見受けられた。</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1)</p> <p>ア</p> <p>(ア) 担当職員が扶助費等の現金を携帯金庫に出し入れする際は、他の職員が確認し出納簿に記入する。また毎月出納簿と金庫内の現金を確認することと改善しました。</p> <p>(イ) 返納されていないことの指摘を受け、令和3年9月17日に当該現金を雑入にて返戻いたしました。また今後は、現金を携帯金庫に出し入れする際は、他の職員が確認し出納簿に記入する。また毎月出納簿と金庫内の現金を確認することと改善しました。</p> <p>(2)</p> <p>ア 訪問入浴サービス事業について記載されている瀬戸市地域生活支援事業実施要綱の全面改正を行い、契約事務に関して、契</p>

ア 業務委託 契約事務（訪問入浴サービス 事業契約書の内容が、契約制度総括部署の示す標準契約書の内容となっておらず、また、当該契約は、単年度で契約締結すべきであるが契約の更新の条文があり自動更新となっている。

約の自動更新を可とする条文を除外し、単年度契約を行うように改善しました。また、今後の契約事務については、契約制度総括部署の示す標準契約書の内容を遵守するように改めます。

改善事項の措置通知（健康福祉部：保育課）

監査期間 令和3年 9月 1日から
令和3年10月22日まで

第5 監 査 結 果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>ア 前回の定期監査において、注意事項として指摘したところであるが、今回も同様の指摘となったものがあった。今回抽出した契約事務以外についても、再度、関係例規及び契約制度総括部署への確認を行った上、適正な事務を執り行うよう改善されたい。</p> <p>(7) 瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領により、契約結果調書の公表対象案件であるが、公表されていない。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約であるにもかかわらず、随意契約事前公表調書及び随意契約事後公表調書が公表されていない。</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>ア 度重なる指摘を受けたことを猛省し、改めて関係例規及び契約制度総括部署への確認を徹底します。今回抽出した契約以外についても、適切に対応し、改善いたしました。</p> <p>(ア) 公表対象の契約について、契約公表調書を作成し行政課に提出しました。</p> <p>(イ) 随意契約事前公表調書及び随意契約事後公表調書を作成し行政課に提出しました。</p>

<p>(2) 補助金等交付事務</p> <p>ア 「瀬戸市民間保育所運営費補助金」について、補助金要綱の一部改正を繰り返すうちに、改正部分が異なる要綱が複数存在している状態である。改正部分を整理し、財源となる国、県からの補助金の充当部分を明確にするよう改善されたい。</p>	<p>(2) 補助金等交付事務</p> <p>ア 改正部分を整理し、国、県からの補助金の充当部分を修正しました。</p>
---	--

改善事項及び検討事項の措置通知（地域振興部：スポーツ課）

監査期間 令和3年11月1日から
令和3年12月22日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 歳入関係</p> <p>野外活動センターとパーティセとフィットネスジムの施設使用料について、条例の規定と異なる区分で使用料を徴収する運用がなされているため、改善されたい。</p> <p>(2) 補助金等交付事務</p> <p>ア 瀬戸市スポーツ・文化活動全国大会等出場奨励補助金</p> <p>要綱による補助金の交付決定</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 歳入関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定光寺野外活動センターの施設使用料につきましては、平成23年頃から団体、一般料金を子供、大人料金として読み替えて徴収しておりましたが、指定管理者の株式会社ホームックスへ指示をし、条例に基づき団体、一般料金として徴収するよう改善しました。 ・パーティセとフィットネスジムの施設使用料につきましては、施設を管理しているまちづくり株式会社と業務委託をしている株式会社愛知スイミングと調整をはかり、市外料金を徴収するよう券売機の料金設定や受付業務を改善しました。 <p>(2) 補助金等交付事務</p> <p>ア 瀬戸市スポーツ・文化活動全国大会等出場奨励補助金</p> <p>法務担当に確認をしたところ、</p>

は、行政救済制度総括部署によると行政処分には当たらない。そのため、行政不服審査の教示が不要だが、不交付決定通知書に教示文が記載されている。当該部署に確認を行い、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

(3) 財産管理事務

ア 備品管理

過年度の定期監査において指摘をしたところであるが、すでに廃棄された備品が備品台帳にそのまま登録されている状況が見受けられた。また、備品台帳の設置場所と実際の設置場所が相違している状況が見受けられた。

市の所有する備品は、市民の貴重な財産であることから、指定管理者の協力を得ながら、適切な備品管理を行うよう改善されたい。

2 検討事項

(1) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市スポーツ協会補助金

当該補助金は、第7条で「概算払」となっており、第14条で、返還について規定している。交付要綱第13条の実績報告の期限が「6月30日まで」となっているが、翌年度の6月30日と解釈した場合、第14条第5号の返還ができない出納閉鎖期間終了後の報告期限となっている。

財政担当部署に確認を行い、

教示文が不要であることが判明しましたので、指示通り不交付決定通知書の教示文を削除しました。

(3) 財産管理事務

ア 備品管理

あらためて器具庫内の整理を行うことにより、指定管理者と備品の取得、管理、廃棄を適正に行い、備品管理台帳の整備をしました。

2 検討事項

(1) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市スポーツ協会補助金

補助金交付要綱の第7条の「概算払」を「請求払」に改正します。なお、変更が生じた場合の手続きは、第9条に基づき変更承認手続きを経たのち、第14条により期限を定めて全部もしくは一部に相当する額を返還するよう指示をします。

要綱改正を検討されたい。	
--------------	--

改善事項の措置通知（健康福祉部：高齢者福祉課）

監査期間 令和3年11月 1日から
令和3年12月22日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 補助金等交付事務</p> <p>ア 民間社会福祉法人補助金</p> <p>要綱の補助対象事業に定義されている引用法令に、該当する条項がない状態となっている。また、現在交付している補助金について算定の根拠が明確になっていない。</p> <p>イ 成年後見人制度利用支援</p> <p>前回の定期監査の際の措置通知で、要綱の修正に向けて事務を行うとしているが、要綱が修正されていない。</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 補助金等交付事務</p> <p>ア 民間社会福祉法人補助金</p> <p>指摘された内容を踏まえ、社会福祉課が主管する業務に係る箇所が含まれるため、社会福祉課にて要綱の一部改正をする事務を行う予定としています。</p> <p>イ 成年後見人制度利用支援</p> <p>成年後見人事務の主管課である社会福祉課と連携し、行政処分に当たらないと判断したため、社会福祉課にて要綱の一部改正をする事務を行う予定としています。</p>

改善事項の措置通知（地域振興部：産業政策課）

監査期間 令和3年12月1日から
令和4年1月25日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>ア 穴田企業団地住宅下水処理施設管理業務委託協定書</p> <p>協定書第2条において、契約を自動更新する条項が入っているが、地方自治法第232条の3で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度の裏付けのない契約において、いわゆる自動更新条項を設けることはできないこととなっているため改善されたい。</p> <p>(2) 財産管理事務</p> <p>ア 備品管理</p> <p>過年度の定期監査において指摘をしたところであるが、すでに廃棄された備品が備品台帳にそのまま登録されていたり、品名・規格等の登録が不明であっ</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>ア 穴田企業団地住宅下水処理施設管理業務委託協定書</p> <p>穴田企業団地住宅下水処理施設管理業務委託協定書については、令和4年度から自動更新の条項を削除し、適切な取り決めに改善します。</p> <p>(2) 財産管理事務</p> <p>ア 備品管理</p> <p>備品台帳と課内の備品を全て突合し、すでに廃棄された備品の削除や所管換などを行い、適切な備品管理の状態に改善しました。</p>

<p>たりする状況が見受けられた。 また、備品台帳の設置場所と実際の設置場所が相違している、二重登録になっている等の状況が見受けられた。</p> <p>指定管理者が購入する備品を含め、市の所有する備品は、市民の貴重な財産であることから、適切な備品管理を行うよう改善されたい。</p>	
---	--

改善事項の措置通知

(健康福祉部：保育課（西保育園、南保育園、水北保育園、品野西保育園）)

監査期間 令和3年12月 1日から
令和4年 1月25日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 経理事務</p> <p>ア 3歳から5歳児までの給食費について、督促状及び催告状（納付書も含む）の種目名表示</p> <p>令和元年度の改善事項に、令和元年10月からの保育無償化に伴い、3歳から5歳児については、「保育料（副食費を保育料の一部として徴収）」の徴収（＝公債権）から「給食費（主食費＋副食費）」の徴収（＝私債権）となったが、督促状及び催告状（納付書も含む）の様式において、種目が「保育料」と記載されていること、また、督促状には私債権は対象とならない、行政不服審査法に基づく「不服がある場合には審査請求をすることができる」旨の教示文が記載されてい</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 経理事務</p> <p>ア 教示文の修正を伴うシステム改修には多大な費用がかかるため、システム改修の開始には至っておりませんが、引き続き予算要求をまいります。</p> <p>当面の改善策として、督促状の科目表記を「保育料・給食費」と修正しました。</p> <p>※令和元年10月からの保育無償化により0-2歳児は引き続き保育料がかかるが、年少児以上は「給食費」のみ徴収となった。</p>

ることについて、指摘があった。

指摘以降、システムの費用の見積依頼や、手作業で作成するリスク等の検討はされているものの、以前と変更のない様式で現在も送付している状況であるため、予算の確保を含め、行政課、財政課及び情報政策課等に確認を行い、今後も引き続き正しく表示するように修正し、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

改善事項の措置通知（健康福祉部：健康課）

監査期間 令和4年2月 1日から
令和4年3月25日まで

第5 監 査 結 果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>ア 業務委託契約書（がん検診・肝炎ウイルス検診入力業務） 施行伺いで、随意契約であるが入札保証金欄に免除の記載がある。</p> <p>イ 業務委託契約書（歯科節目健康診査事業） 「瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領」に規定する契約結果調書が作成されず、また公表されていない。</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事項</p> <p>ア 当該施行伺いの免除の記載を訂正し、非該当と明記しました。</p> <p>イ 令和4年4月12日付けで契約結果調書を提出しました。</p>